**【筑西市：洪水版記入用】**

**における洪水時の避難確保計画**

**令和　　年　　月**

**１　計画の目的**

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、　　　　　　　　　の職員及び利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の適用範囲**

　　この計画は、　　　　　　　　　に勤務又は利用する全ての者に適用する。

**３　情報収集及び伝達**

⑴　事前対策

ア　台風接近など、あらかじめ洪水の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

⑵　情報収集

ア　情報班が収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

（※情報班・・・気象情報や洪水予報等の情報の収集及び状況の把握をする職員で編成する。）

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報、水位到達情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト） |
| 筑西市からの注意喚起 | 市ホームページ、市登録制メール、ＳＮＳ、広報車、防災行政無線 |
| 筑西市から「警戒レベル３高齢者等避難」、「警戒レベル４避難指示」が発令された場合の情報 | 防災行政無線、緊急速報メール、市登録制メール、ＳＮＳ、電話、ＦＡＸ、広報車、市ホームページ、Lアラート・テレビ・ラジオ、消防団・自主防災組織・近隣の居住者等による声掛け |

イ　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

ウ　提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

⑶　情報伝達

ア　施設内の緊急連絡網に基づき、テレビ・ラジオ・防災行政無線等により収集した気象情報、洪水予報等の情報を、　　　　　　　　等により施設関係者間で共有する。

イ　警戒体制下で非常体制に移行する恐れがある場合には、施設で管理している利用者の緊急連絡網等に基づき、家族等に対し、「非常体制に移行した場合には、避難所（　　　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

ウ　非常体制に移行した場合には、筑西市役所消防防災課（℡２４－２１１１※代表）に「これから、（　　　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡するとともに、施設で管理している利用者の緊急連絡網等に基づき、家族等に対して、「非常体制に移行したので、（　　　　　　　　　　）へ避難する。」旨を連絡する。

エ　避難の完了後、筑西市役所消防防災課（℡２４－２１１１※代表）に避難が完了した旨を連絡する。※連絡については、避難所にいる市職員に伝え、消防防災課へ伝達の依頼も想定する。

オ　災害時に電話や携帯電話がつながりにくいときは、「災害用伝言ダイヤル１７１」など災害用伝言サービスを利用する。

**４　避難誘導**

⑴　避難所

ア　避難する避難所は、（　　　　　　　　　　　　）とし、情報班が開設の状況を確認する。

イ　周辺の浸水状況などの災害状況に応じて、上記避難所へ避難するか、または一時的な避難として次の場所へ避難するものとする。なお、災害状況等については、筑西市に確認する。

**・**

**・**

ウ　避難所への避難が危険な場合、施設内の　　　　　　　　　　　　　　　へ避難誘導する。

⑵　避難経路

避難所までの避難経路については、別紙「避難経路図」のとおりとし、ルートを２通り以上想定しておく。

⑶　避難誘導方法

ア　避難誘導班は、避難所に誘導するときは、　　　　　　　　　　　　　　　　により「避難場所、移動方法・経路・距離」について、避難者に説明する。

（※避難誘導班・・・避難誘導の実施や要救助者の確認・把握をする職員で編成する。）

・避難所までの移動は、　　　　　　　　　　　によるものとする。

　※車による移動：車両　　台（利用者　　名、施設職員　　名）

・施設内の避難経路は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

イ　避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

ウ　避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ライフジャケット等を着用して、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

エ　避難する際には、施設のブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

オ　施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

⑷　施設周辺や避難経路の点検

ア　　　　　　　　　　　へ移動する際、施設の敷地内や周辺に避難の支障となる物が無いか、事前に点検・確認を実施する。

イ　施設内の避難・移動時に支障となる物が無いかを確認し、支障物は速やかに移動する。

**５　避難に係る資器材等の整備**

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する設備又は資器材については、表の「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。また、これらの資器材等について、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資器材等一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー　等 |
| 避難誘導 | 名簿（職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具　等 |

**６　施設における水防体制、活動内容等**

☐　自衛水防組織を設置する（設置済みを含む）場合

別紙「自衛水防組織活動要領」及び「自衛水防組織の編成と任務」並びに「同装備」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

☐　自衛水防組織を設置しない場合

「１０　防災体制」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体　制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応班 |
| 注意体制 | □ 筑西市に大雨注意報、洪水注意報発　表□ 鬼怒川、小貝川、五行川の水位が、**はん濫注意水位**に達したとき□ 洪水警報の危険度分布で「注意」（黄）が出現したとき　等 | □ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集 | 情報班 |
| 警戒体制 | □ 筑西市に大雨警報、洪水警報発表□ **警戒レベル３ 高齢者等避難**の発令□ 鬼怒川、小貝川、五行川の水位が、**避難判断水位**に達したとき□ 洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現したとき　等 | □ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集□ 周辺住民への事前協力依頼□ 入居（院）者の家族等への事前連絡 | 情報班 |
| □ 使用する資器材の準備□ 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | □ 筑西市に大雨特別警報発表□ **警戒レベル４ 避難指示**の発令□ 鬼怒川、小貝川、五行川の水位が、**氾濫危険水位**に達したとき□ 危険の前兆を確認したとき□ 洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき　等 | □ 避難誘導□ 要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導 | 避難誘導班 |

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれることなく早めの避難を想定しておく。

※河川の水位については、施設に影響を与える河川を判断基準とする。

【参考：各河川（水位観測所）の水位一覧】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川名 | 観測所名 | 所在地 | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | はん濫危険水位 | 計画高水位 |
| 鬼怒川 | 石井 | 宇都宮市石井 | 1.00ｍ | 1.50ｍ | 2.60ｍ | 3.30ｍ | 3.93ｍ |
| 川島 | 筑西市女方 | 0.00ｍ | 1.10ｍ | 2.40ｍ | 3.40ｍ | 5.91ｍ |
| 小貝川 | 三谷 | 真岡市高田 | 1.40ｍ | 1.80ｍ | 2.90ｍ | 3.20ｍ | 3.38ｍ |
| 黒子 | 筑西市西保末 | 2.50ｍ | 3.80ｍ | 5.10ｍ | 5.80ｍ | 6.08ｍ |
| 五行川 | 桂橋 | 筑西市樋口 | 1.16ｍ | 1.69ｍ | 2.36ｍ | 2.75ｍ | 3.50ｍ |
| 仙在 | 筑西市稲野辺 | 1.85ｍ | 2.38ｍ | 3.09ｍ | 3.63ｍ | 4.51ｍ |

**７　地域との連携**

⑴　日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

　⑵　避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

**８　関係機関との連絡体制**

□　筑西市役所消防防災課　　０２９６－２４－２１１１（代表）

□　筑西広域消防本部　　　　０２９６－２０－０１１９（代表）

□　筑西警察署　　　　　　　０２９６－２４－０１１０（代表）

□

□

**９　防災教育及び訓練の実施**

⑴　新規採用の従業員を採用したときは、随時、防災に関する研修を実施する。

⑵　毎年　　　　　　　月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

**１０　防災体制**

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者

統括管理者の代行者

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長 班員 　　 名班員氏名① ② ③ ④ ⑤  | □ 状況の把握、情報内容の記録□ 館内放送による避難の呼び掛け□ 洪水予報等の情報の収集□ 関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長 班員 　　 名班員氏名① ② ③ ④ ⑤  | □ 避難誘導の実施□ 未避難者、要救助者の確認 |

【班ごとの装備品】

|  |  |
| --- | --- |
| 班　名 | 装備品 |
| 情報班 | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等）　等 |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器ライフジャケット蛍光塗料ロープ　等 |

**参考資料**

**【情報の確認】**

➢気象庁が発表する警報・注意報は、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html](http://localhost/)

➢水位の情報は、以下のウェブサイトから確認できる。（川の防災情報）



[http://www.river.go.jp/](http://localhost/)

**【避難情報の種類及び発令基準】**

筑西市は避難情報の発令を次のいずれかに該当する場合に発令するとともに、避難の必要な状況が深夜・早朝となることが見込まれる場合は、住民の安全確保を優先し、基準にとらわれることなく早期に発令する。

| 発令 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 | 判断基準 |
| --- | --- | --- | --- |
| 警戒レベル３　高齢者等避難 | ・災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 | **【洪水浸水想定区域】**●洪水予報河川（鬼怒川・小貝川・大谷川）１　指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位　鬼怒川（川島）：2.40ｍ　小貝川（三谷）2.90ｍ　小貝川（黒子）：5.10ｍ　大谷川（黒子）：5.10ｍ）に到達し、かつ、水位予測において、引き続きの水位が上昇する予測が発表されたとき２　指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位　鬼怒川（川島）：3.40ｍ　小貝川（三谷）3.20ｍ　小貝川（黒子）：5.80ｍ　大谷川（黒子）：5.80ｍ）に到達する予測が発表されたとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれのあるとき）３　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき４　堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき５　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき （※夕刻時点で発令）●水位周知河川（五行川）１　基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位　五行川（桂橋）：2.36ｍ（仙在）：3.09ｍ）に達したとき２　基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル２水位　五行川（桂橋）：1.69ｍ（仙在）：2.38ｍ）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき①基準水位観測所の上流の水位が急激に上昇しているとき②洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒」（赤）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき）③基準水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき３　堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき４　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令）●その他河川等１　洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒」（赤）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき）２　堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき３　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令）【土砂災害警戒区域】１　洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒」（赤）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき）２　堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき３　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令） |
| 警戒レベル４　避難指示 | ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | ・立退き避難する。・立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内待避の措置をとる。 | **【洪水浸水想定区域】**●洪水予報河川（鬼怒川・小貝川・大谷川）１　災害の前兆があるとき２　指定河川洪水予報により、基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位　鬼怒川（川島）：3.40ｍ　小貝川（三谷）3.20ｍ　小貝川（黒子）：5.80ｍ　大谷川（黒子）：5.80ｍ）に到達したとき３　基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想されるとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想されるとき）４　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になったとき５　堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき６　鬼怒川ダム統合管理事務所から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があったとき７　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令）８　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（※暴風警報の発表後、速やかに発令）●水位周知河川（五行川）１　災害の前兆があるとき２　基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位　五行川（桂橋）：2.75ｍ（仙在）：3.63ｍ）に達したとき３　基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位　五行川（桂橋）：2.36ｍ（仙在）：3.09ｍ）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき①基準水位観測所の上流の水位が急激に上昇しているとき②洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき）③基準水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれるとき４　堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令）６　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（※暴風警報の発表後、速やかに発令）●その他河川等１　災害の前兆があるとき２　洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「非常に危険」（うす紫）が出現したとき（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき）３　堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令）５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（※暴風警報の発表後、速やかに発令）【土砂災害警戒区域】１　災害の前兆があるとき２　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表されたとき３　土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となったとき４　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（※夕刻時点で発令）５　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予想されるとき（※暴風警報の発表後、速やかに発令）６　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）や流木の流出が発見されたとき |
| 警戒レベル５　　緊急安全確保 | ・既に災害が発生している状況・人的被害の発生した状況※災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令 | ・命を守るための最善の行動をする。 | **【洪水浸水想定区域】**●洪水予報河川（鬼怒川・小貝川・大谷川）１　基準水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高いとき）２　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき３　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき４　樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（※支川合流部の氾濫のため、発令対象区域を限定）５　水防団、市職員、その他住民等からの報告等により災害の発生が把握できたとき６　堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できたとき）"●水位周知河川（五行川）１　基準水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高いとき）２　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき３　樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（※支川合流部の氾濫のため、発令対象区域を限定）４　水防団、市職員、その他住民等からの報告等により災害の発生が把握できたとき５　堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できたとき）●その他河川等１　水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達したとき２　堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき３　樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたときや排水機場の運転を停止せざるをえないとき（※支川合流部の氾濫のため、発令対象区域を限定）４　大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき５　水防団、市職員、その他住民等からの報告等により災害の発生が把握できたとき６　堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できたとき）【土砂災害警戒区域】１　大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表されたとき２　水防団、市職員、その他住民等からの報告等により災害の発生が把握できたとき３　土砂災害の発生が確認されたとき |
| ＜備　考＞ | ・避難対象区域は洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定または、拡大する場合がある。・表中の各河川の基準水位観測所における水位については、４ページの水位一覧を参照すること。 |

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

**自衛水防組織活動要領**

**（自衛水防組織の編成）**

第１条　管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく、円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

　⑴　統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

⑵　統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

　⑴　班は、情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

⑵　各班の任務は、別表に掲げる任務とし、各担当を指名する。

　⑶　自衛水防組織の活動拠点場所をあらかじめ定める。

**（自衛水防組織の運用）**

第２条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在し、対応する従業員が十分な体制を確保することが難しい場合、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

**（自衛水防組織の装備）**

第３条　管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

　⑴　自衛水防組織の装備品は、次の「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

　⑵　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

**（自衛水防組織の活動）**

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

**自衛水防組織の編成と任務**

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

統括管理者

統括管理者の代行者

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長 班員 　　 名班員氏名① ② ③ ④ ⑤  | □ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録□ 館内放送による避難の呼び掛け□ 洪水予報等の情報の収集□ 関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長 班員 　　 名班員氏名① ② ③ ④ ⑤  | □ 避難誘導の実施□ 未避難者、要救助者の確認 |

**自衛水防組織の装備**

|  |  |
| --- | --- |
| 班　名 | 装備品 |
| 情報班 | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等）　等 |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器ライフジャケット蛍光塗料ロープ　等 |

**別 紙**

**避難経路図**

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所 |  |
| 経路中の危険箇所 |  |
| ※避難経路は、２ルート以上を想定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 建物階数 | 浸水深 | 浸水継続時間 |
|  |  |  |  |

 |